乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位1瓶	45,600	0	50,700	96,300	40,100	136,400
インヒビター製剤	延人数	0	5,100	18,400	23,500	10,900	34,400
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅷ因子	1瓶	0	132,000	—	132,000	28,500	160,500
トロンビン	10000単位1瓶	12,600	0	—	12,600	19,200	31,800
人免疫グロブリン	2.5ｇ1瓶	1,769,900	86,200	—	1,856,100	403,500	2,259,600
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位1瓶	400	14,800	—	15,200	12,600	27,800
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍1瓶	0	14,300	—	14,300	8,600	22,900
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位1瓶	0	61,800	—	61,800	29,600	91,400
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位1瓶	439,000	0	—	439,000	109,300	548,300
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位1瓶	0	0	—	0	300	300
人ハプトグロビン	2000単位1瓶	46,400	0	—	46,400	6,800	53,200
乾燥濃縮人C1－インアクチベーター	1瓶	0	800	—	800	1,300	2,100

（注）「24年度末在庫量（見込）」及び「供給可能量」の表は、参考である。

別表第三　平成25年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25%50mL1瓶	1,835,700
乾燥人フィブリノゲン	1ｇ1瓶	7,500
組織接着剤	cm²	6,320,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位1瓶	90,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位1瓶	45,600
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅷ因子	1瓶	0
トロンビン	10000単位1瓶	12,600
人免疫グロブリン	2.5ｇ1瓶	1,769,900
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位1瓶	400
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位1瓶	439,000
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位1瓶	0
人ハプトグロビン	2000単位1瓶	46,400
乾燥濃縮人C1－インアクチベーター	1瓶	0

○厚生労働省告示第五十五号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十五年度の献血の推進に関する計画を次のように策定したので、同条第三項において準用する同法第九条第五項の規定により告示し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十五年度の献血の推進に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき定める平成二十五年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。

第一　平成二十五年度に献血により確保すべき血液の目標量

平成二十五年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十八万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ五十四万リットル、二十八万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。

さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十五年度には、全血採血による百四十四万リットル及び成分採血による六十二万リットル（血漿採血二十七万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百五万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第二　前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十五年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一　献血に関する普及啓発活動の実施

国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。